

## 第8 予防行政の現況

主な内容

- 火災予防思想の普及
- 民間防火組織
- 自主防火体制
- 消防用設備等
- 表示・公表制度
- 消防設備士試験
- 消防設備士講習



## 第8 予防行政の現況

### 1 火災予防思想の普及

(1) 秋季全国火災予防運動（毎年 11 月 9 日～15 日）及び春季全国火災予防運動（3 月 1 日～7 日）

　消すまでは 心の警報 ON のまま（平成 25 年度全国統一防火標語）

火災多発期を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐために、昭和 24 年から春秋の 2 回、全国一斉に火災予防運動が行われることになった。

秋の火災予防運動は昭和 28 年以後、毎年 11 月 26 日から 1 週間、春の火災予防運動は昭和 30 年以後、消防記念日（3 月 7 日）を中心に 2 月末日から 2 週間とされてきたが、平成元年度から秋の火災予防運動については、昭和 62 年度から設けられた「119 番の日」と関連付け、相乗的な効果があげられるよう 11 月 9 日から 11 月 15 日まで、また、春の火災予防運動については、3 月 1 日から 3 月 7 日までに集中することとされた。

県内においても、国が定めた全国一斉実施事項を中心に、県及び市町村の広報宣伝活動により火災予防思想の普及を図り、市町村消防機関の行う消防ひろば、防火パレード、防火作品展、消防訓練、独居老人家庭及び一般家庭の防火指導等多彩な運動が展開された。

(2) 車両火災予防運動（3 月 1 日～7 日）

車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図ることにより車両火災を予防し、安全な輸送を確保することを目的として、消防庁と国土交通省の主唱により、春季全国火災予防運動期間に合わせ全国一斉に実施された。

(3) 全国山火事予防運動（3 月 1 日～7 日）

林野火災が例年晚秋から春先にかけての乾燥期に多く発生することにかんがみ、国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に努めるため、消防庁と林野庁の主唱のもとに、春季全国火災予防運動期間に合わせ全国一斉に実施された。

(4) 文化財防火デー（1 月 26 日）

昭和 24 年 1 月 26 日の法隆寺金堂火災及びその後における金閣寺などの重要文化財の焼失を契機として昭和 30 年以来、毎年 1 月 26 日を「文化財防火デー」とし、文化財を火災から守るとともに、国民一般の文化財愛護思想の高揚を図るため、消防庁と文化庁の主唱により実施されることとなつた。

(5) 防火の日（毎月 19 日）

県民への防火思想の普及浸透をより一層図ることを目的として、愛知県と愛知県消防協会の主唱により、昭和 48 年愛知県消防大会において「毎月 19 日は防火の日」とする旨決議され、昭和 49 年 1 月 19 日以来実施され、今日に至っている。

#### (6) 119 番の日

国民の消防全般に対する正しい理解と認識を深め、住民の防災意識の高揚、地域ぐるみの防災体制の確立を目的に、消防庁は、自治体消防 40 周年の記念事業として、昭和 62 年から毎年 11 月 9 日を「119 番の日」とし的確な 119 番通報の呼びかけ等を各消防機関において実施しているが、平成元年からは、秋季火災予防運動期間の初日と関連づけられている。

## 2 民間防火組織

### (1) 少年消防クラブ

少年消防クラブは、少年の頃から火災予防に関する知識を身につけさせ、学校や各家庭における火災の防止を図るとともに、火に関する諸原理を実際に即して勉学させ、学校において教育させるべき社会科、理科及び家庭科の学習の補助を目的とするものであって、昭和 25 年少年消防クラブ取扱要綱が制定され、学校、消防署又は市町村を単位に全国的にクラブの結成が始まり、続いて昭和 28 年に「全国少年消防クラブ運営指導協議会」(会長 消防庁長官) が設けられた。愛知県においては、昭和 30 年 4 月 1 日に支部規約を制定し、県防災局長が支部長となっている。

少年消防クラブの活動内容は、それぞれ地域によって異なるが、主なものとして、視聴覚教育、実地見学、研究発表会、避難訓練、防火ポスター等の作成、火災予防運動への参加・協力であり、特にクラブ員の家庭に対する火災予防思想の普及に重要な役割を果たしている。

県支部は、平成 25 年 8 月 1 日現在で、901 のクラブ、147,073 名のクラブ員を擁し、県消防学校一日入校(平成 25 年度は、7 月 31 日から 8 月 2 日の 3 日間実施し、約 1,500 名のクラブ員が入校した。)をはじめ防火作品の募集、クラブ会報の発行、優良少年消防クラブ及び指導者の表彰を行うとともに消防庁との連絡協調を図ってクラブの育成向上に努めている。(統計資料第 6-8 表「平成 25 年度消防表彰受賞者(その 6)」及び統計資料第 8-1 表「少年消防クラブの状況」のとおり。)

### (2) 婦人防火クラブ

婦人防火クラブは、家庭において火を使用する機会の多い女性を対象に、火災予防の知識を養う必要があることから任意に結成されたものであり、消防職員、消防団員の指導のもとに各家庭の防火診断をはじめ、火気使用器具類の正しい取扱い方法、消火器具の操作方法、防火講習会開催等の火災予防や火災時の処置方法及び怪我や急病に対する応急方法を習得するなど、地域の火災予防に積極的に活動するほか、初期消火等、女性による防火活動は重要な役割を果たしている。

県内には、平成 26 年 4 月 1 日現在 25,839 名のクラブ員を擁した 337 のクラブが存在し、優良なクラブ及びクラブ員については、日本消防協会長表彰又は愛知県消防協会長表彰が行われるなど、充実した活動を展開し、予防活動の中核の一つとして重要な存在となっている。

(統計資料第 6-8 表「平成 25 年度消防表彰受賞者(その 5)」及び統計資料第 8-2 表「婦人防火クラブの状況」のとおり。)

## 3 自主防火体制

### (1) 防火管理制度

火災発生の防止と火災による被害の軽減を図るために、市町村の消防力の充実強化とともに、

国民自らによる火災予防体制を推進しなければ十分な効果をあげることはできない。この制度の一つとして防火管理制度がある。

防火管理制度は、収容人員が 10 人以上の老人短期入所施設等又は収容人員が 30 人以上の特定防火対象物（劇場、公会堂、キャバレー、遊技場、料理店、百貨店、旅館、病院、老人デイサービス施設等、幼稚園、蒸気浴場、これらの用途を含む複合用途防火対象物、地下街等不特定多数の者が利用する施設、あるいは災害弱者が収容されている施設をいう。）及び収容人員が 50 人以上の非特定防火対象物の管理について権原を有する者に、一定の資格を有する者のうちから防火管理者を選任させ、その者に消防計画の作成、これに基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督など防火管理上必要な業務を行わせることにより、防火対象物の防火管理を徹底させようとするものである。

防火管理者は、主に消防長や県知事などが行う講習会の課程を修了した者で、当該防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にあるものから選任することとなっている。

なお、昭和 61 年 12 月 9 日に消防法施行令が改正され、昭和 62 年 4 月 1 日から防火管理制度は、甲種防火管理講習を修了した甲種防火管理者と乙種防火管理講習を修了した乙種防火管理者の 2 種類の防火管理者に区分されることになった。防火管理の必要な建物のうち、老人短期入所施設等、特定防火対象物で 300 m<sup>2</sup>以上又は非特定防火対象物で 500 m<sup>2</sup>以上の建物は甲種防火管理者から、それ以外の建物については甲種防火管理者又は乙種防火管理者から防火管理者を選任することになっている。

また、平成 18 年 4 月 1 日から防火対象物の管理形態の複雑化や、防災設備の高度化、さらに消防法令の改正などに対応し、防火管理者が防火管理を適正に行うために必要な最新の知識、技術を身につけるため、収容人数 300 人以上の特定防火対象物の甲種防火管理者に 5 年ごとの再講習の受講が義務付けられた。

過去の火災事例をみても、避難誘導、通報連絡、初期消火等が適切に行われず、あるいは、避難施設や消防用設備等が設置されているにもかかわらず、これらの使用方法を熟知していなかつたため、被害を大きくした事例が数多くあり、特に昭和 55 年 11 月 20 日に発生した栃木県川治温泉の川治プリンスホテル火災は、ホテル火災としては、戦後最大の死者 45 名を出すという大惨事となつた。この火災においても、防火管理面の不備が厳しく指摘されている。また、昭和 61 年 2 月 11 日に発生した静岡県熱川温泉ホテル大東館火災においては、特に、夜間における防火管理体制の徹底が指摘されている。

平成 26 年 3 月 31 日現在の防火管理実施状況は、統計資料第 8-3 表「防火管理実施状況(その 1)」に示すとおりであるが、防火管理者選任届出率は 79.9%、また、消防計画作成届出率は 72.3%となっている。

したがって、このような防火管理者の果たす役割の重要性にかんがみ、消防機関は、防火管理者の指導と再教育に力を入れるとともに、防火管理者を置かなければならない防火対象物に防火管理者が置かれていなければ選任命令を発するなどして、防火管理の一層の徹底を図ることが必要である。

## (2) 共同防火管理制度

管理について権原の分かれている高層建築物や地下街等においては、避難訓練など防火管理業務が個別に行われるより、統一的、一体的に行われる方が有効である。

そこで、管理について権原の分かれている一定の建物については、消防法で防火管理業務が統一的に行われるよう共同防火管理を義務付けている。

共同防火管理制度は、昭和 61 年 12 月 9 日に消防法施行令が一部改正され、昭和 62 年 4 月 1 日から制度の強化が図られている。共同防火管理を義務付けられている建物は、管理権原の分かれている防火対象物のうち、高層建築物（高さ 31m を超える建築物）、地階を除く階数が 3 以上で収容人員が 30 人を超える特定防火対象物、地階を除く階数が 5 以上で収容人員が 50 人を超える複合用途防火対象物（ただし、特定防火対象物に該当する複合用途防火対象物を除く）、準地下街及び消防長等が指定した地下街が該当し、これらの建物の各管理権原者は、共同防火管理協議会の設置、統括防火管理者の選任、防火対象物全体にわたる消防計画の作成等を協議して定めておかなければならぬこととされている。

平成 26 年 3 月 31 日現在の共同防火管理実施状況は、統計資料第 8-3 表「防火管理実施状況（その 2）」に示すとおりである。

## (3) 防火対象物定期点検報告制度

平成 13 年 9 月 1 日に東京都新宿区歌舞伎町で延べ面積がわずか 500 m<sup>2</sup>程度の小規模なビルにも拘らず、44 名が犠牲となる雑居ビル火災が発生した。大きな被害となった最大の原因は、防火管理体制の不備にある。近年は、防火対象物が大規模化、高層化する一方で、管理権原が複雑に入り組んだ雑居ビルも増加している。

そこで、このような社会情勢の変化を踏まえた上で、同様の事故の発生防止を図るため、平成 14 年 4 月 26 日に消防法が改正され、防火対象物定期点検報告制度を設けて防火管理上必要な業務、消防用設備等の設置及び維持、その他火災予防上必要な事項について点検し防火管理を徹底することとした。この制度は、一定の防火対象物の管理権原者が 1 年に 1 回、高度な知識を持つ防火対象物点検資格者に防火対象物の点検を実施させ、その結果を消防機関に報告するもので平成 15 年 10 月 1 日から施行された。

なお、平成 26 年 3 月 31 日現在の定期点検報告状況は、統計資料第 8-11 表「防火対象物定期点検報告等の実施状況」に示すとおりである。

## 4 消防用設備等

### (1) 防火対象物の実態

平成 26 年 3 月 31 日現在における県内の防火対象物（消防法施行令別表第 1(1) 項～(19) 項に掲げるもので(17) 項及び(18) 項を除き延べ面積が 150 m<sup>2</sup>以上のもの）の数は、統計資料第 8-4 表「防火対象物数の状況」及び第 8-6 表「防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況」に示すとおりである。

### (2) 消防用設備等の規制の現況

防火対象物における消防用設備等の設置及び維持については、消防法第 17 条第 1 項の規定によ

り、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物のうち消防法施行令で定めるものの関係者は、防火対象物の用途、規模、構造等に応じて消防法施行令、同施行規則で定める具体的な基準に従い、消火設備（消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、水噴霧消火設備等）、警報設備（自動火災報知設備、非常警報設備、漏電火災警報器等）、避難設備（避難器具、誘導灯等）、消防用水及び消火活動上必要な施設（排煙設備、連結送水管、連結散水設備、非常コンセント設備等）を設置し、維持管理することが義務づけられている。

これらの消防用設備等の設備及び維持に関する技術上の基準については、昭和 49 年 6 月 1 日に消防法が、また同年の 7 月 1 日及び 12 月 2 日に消防法施行令及び消防法施行規則がそれぞれ一部改正されて以来、特定防火対象物に対するいわゆる既存遡及適用など逐次整備強化されている。

なお、昭和 62 年 6 月 6 日に東京都東村山市で発生した特別養護老人ホーム松寿園火災を契機に昭和 62 年 10 月 2 日に消防法施行令が一部改正され、自力避難が困難な者が入所する社会福祉施設及び病院について、スプリンクラー設備及び屋内消火栓設備の設置義務面積の範囲拡大が昭和 63 年 4 月 1 日から施行されている。同様に、平成 2 年 3 月 18 日に兵庫県尼崎市で発生したスーパー長崎屋尼崎店火災を契機に、物品販売店等についてもスプリンクラー設備の設置義務面積の範囲が拡大され、平成 2 年 12 月 1 日から施行されている。

また、消防用設備等の設置の適正化と設置された設備の機能保持の徹底を図るため、防火対象物の種類と規模に応じてその所有者等は、消防用設備等を設置した際にその旨を消防長又は消防署長に届け出て検査を受けるとともに、定期的に消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させ、その結果を一定期間ごとに消防長又は消防署長に報告することが義務付けられている。

なお、前出の新宿雑居ビル火災で多数の逃げ遅れによる死者が発生したことを踏まえ、同種の火災の再発防止を図るため、平成 14 年 8 月 2 日に消防法施行令が一部改正された。その中で、この種の対象物では、早期に避難を開始する必要があることにかんがみ、自動火災報知設備の設置対象が拡大され平成 15 年 10 月 1 日から施行されている。

ここ数年の施行令等の改正に関して、平成 19 年 1 月 20 日に兵庫県宝塚市で発生したカラオケボックスでの火災で多数の死傷者が発生したことをうけ、火災の際、その早期覚知・伝達を確実に行い、逃げ遅れを防ぐことが特に必要となるカラオケボックスや個室ビデオ店は、平成 20 年 10 月 1 日付けで消防法施行令の一部が改正され、消防法施行令別表第一に(2)項ニが新たに定められるとともに、カラオケボックス等は従前においては、300 m<sup>2</sup>以上で自動火災報知機の設置が義務付けられていたが、平成 20 年 10 月 1 日以降はすべてのカラオケボックス等において設置が義務付けられた。

さらに、平成 18 年 1 月 8 日、長崎県大村市内にある認知症高齢者グループホームにおいて発生した火災による被害（入所者 7 名が死亡、3 名が負傷）を踏まえ、認知症高齢者グループホーム等の自力避難困難者が入所している小規模社会福祉施設について、防火安全対策を強化するため、平成 19 年 6 月 13 日に消防法施行令・消防法施行規則を改正し、新たにスプリンクラー設備や自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備が義務付けられた。

### (3) 消防用設備等の設置状況

消防用設備等の設置状況については、統計資料第8-7表「消防用設備等設置状況」に示すとおりである。これによれば、違反防火対象物（消防用設備等が防火対象物の過半部分にわたって設置されていないもの又は全く設置されていないもの）がまだ相当数存在しているうえに、設置済防火対象物でも非常電源、加圧送水装置、水源の水量、配線、配管等の一部が基準に適合していないもの（表中「うち一部違反」欄の数）があるので、これら消防用設備等の改修を必要とする防火対象物に対して、今後は、消防機関の立入検査の強化など指導体制の万全を期し、消防用設備等の完全設置を推進しなければならない。また、昭和55年8月16日に発生した、静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災にかんがみ、昭和56年1月、消防法施行令が改正され、建築物の地階で連続して地下道に面し、使用形態上地下街に類似したいわゆる準地下街に対し、消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備等の設置について地下街に準じた規制を行うとともに、消防用設備等に新たにガス漏れ火災警報設備が加えられ、併せて大規模な地下街、準地下街及び特定の建築物の地階についてもその設置が義務付けられた。

### (4) 消防用設備等の保守体制の設備状況

平成26年3月31日現在における消防用設備等の点検・報告状況は、統計資料第8-8表「消防用設備等の点検報告等の実施状況」に示すとおりであるが、全体で52.4%と報告率は5割を超えたもののまだ低く、今後一層の啓発・指導に努めなければならない。

特に一定の防火対象物については消防設備士又は消防設備点検資格者に点検を行わせることとされており、消防設備点検資格者は、一定の受講資格を有する者で消防庁長官の指定講習を修了した者とされているが、この講習を実施する機関として昭和50年8月財団法人日本消防設備安全センターが設立され、当該指定講習のほか、消防用設備等の品質性能の自主管理、保守業務円滑化の推進、消防用設備等に関する情報の提供等の業務を実施し、消防用設備等の保守体制の確立に寄与することとされている。

愛知県においては、昭和52年4月(財)愛知県消防設備安全協会が設立され、上記指定講習を(財)日本消防設備安全センターからの委託により実施するほか、保守業務推進の啓発に努めている。

### (5) 防炎規制

#### 防炎物品の使用の現状

消防法第8条の3の規定により、旅館、ホテル、病院等の防炎防火対象物において用いられるカーテン、どん帳、じゅうたん等の防炎防火物品については、所定の防炎性能を有するもの（防炎物品）と定められている。

平成26年3月31日現在での県内の防炎防火対象物における防炎物品の使用状況は、統計資料第8-9表「防炎物品使用状況」に示すとおりである。

### (6) 立入検査及び措置命令の実態

消防機関は、消防法第4条の規定により防火対象物に立ち入って当該防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況等を検査する等の立入検査を行っている。

平成25年度中に県内の消防機関が行った立入検査の実施状況は、統計資料第8-6表「防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況」に示すとおりである。

立入検査を行った結果、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合、火災が発生したならば人命に危険であると認める場合、その他火災の予防上必要があると認める場合には、消防法第5条の規定により権原を有する関係者に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去等必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

また、法第5条等の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でない等のため、引き続き火災の予防に危険であると認める場合等には、当該防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ずることができる。

さらに、消防用設備等の設置又は維持が適法になされていない防火対象物に対しては、消防法第17条の4の規定により、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し、法令の定めるところに従って消防用設備等の設置又は維持のため必要な措置をなすべき旨の命令を出すことができる。

これらの措置命令は、警告書の交付等によってもなお是正されない防火対象物に対して発動されるものであり、この措置命令を発しても是正されない防火対象物に対しては告発等を行い、防火対象物における消防用設備等の設置及び維持を確保するため完全を期さなければならない。

なお、平成14年4月26日の消防法改正により、消防法令違反等の是正の徹底を図るため、立入検査の時間制限を廃止するとともに、措置命令（法第3条、第5条第1項及び第5条第2項等）の発動要件を明確化し、さらに、措置命令を行った場合の公示を義務付けている。

#### (7) 消防同意の実態

立入検査、措置命令と並んで予防行政の重要な柱をなすものに、消防法第7条の規定に基づく消防同意の制度があるが、これは建築物の新築、増設等について、特定行政庁等が許可、確認等を行う場合、事前に消防機関の同意を得ることを義務付けることにより、建築物の新築、増設等の計画の段階で消防機関が防火の観点からチェックし、予防行政の完璧を図ろうとするものである。

なお、昭和59年2月21日に消防法施行令が改正され、一定の住宅に対する消防同意を廃止する等、消防同意事務の簡素合理化が図られた。

平成25年度中の県内の消防同意事務処理件数は、統計資料第8-10表「建築同意事務処理状況」に示すとおりである。同表中「指導有」とあるのは、防火に関する法令の規定に適合しないとか、あるいは、適法ではあるが更に防火上安全性を高める必要があるため指導するなどの理由により是正させる等行政指導を行った後に同意したものというが、消防同意事務は、その性格上、建築物について個別的かつ具体的な判断が要求されるわけであり、個々の対象物についてきめ細かな行政指導を行うことが必要である。

## 5 表示・公表制度

表示・公表制度は、昭和55年11月に発生した栃木県川治温泉の川治プリンスホテル火災を契機として、昭和56年度から全国の消防本部等（消防本部と消防本部未設置町村をいう。以下同じ。）で実施している。

旅館・ホテルなど不特定多数の者を収容する防火対象物の火災による惨事を防止するためには、消防法令に違反する防火対象物に対する是正の手段として、法令上の措置をとるだけでなく、広く

一般利用者に防火対象物の防火管理の状況・消防用設備等の設置状況等についての情報を提供することが防火安全体制の確立を図るうえで効果的である。そこで、一定の防火対象物について、一定の防火上の基準に達しているその旨を見やすいところに表示することにより、利用者に情報提供する制度である。

防火対象物定期点検報告制度が平成 15 年 10 月 1 日から施行されたことに伴い、「適マーク」制度が廃止され、「防火対象物定期点検報告制度」に基づく「防火優良認定証」及び「防火基準点検済証」の表示がされ、また、防火対象物定期点検報告対象外の旅館ホテル等については、「自主点検報告表示制度」に基づく「自主点検済証」の表示がなされている。

## 6 消防設備士試験

消防設備士試験は、消防用設備等の設置及び維持に関して必要な知識と技能について行うもので、試験に合格し消防設備士免状の交付を受けた者は消防用設備等の工事又は整備を行うことができる。

試験は、消防設備士免状の種類に応じ、甲種消防設備士試験（特類、第 1 類～第 5 類）、乙種消防設備士試験（第 1 類～第 7 類）に分かれている。甲種の免状では、工事と整備の業務を、乙種の免状では、整備の業務を行うことができる。いずれも免状の指定区分に応じた種類の消防用設備等の工事及び設備に限られている。

この消防設備士試験は、昭和 60 年度から知事が委任した（財）消防試験研究センターが実施しており、平成 25 年度は試験を 2 回実施したが、受験者数等は統計資料第 8-12 表「平成 25 年度消防設備士試験状況」のとおりである。

なお、消防設備士の試験制度が設けられた昭和 41 年度から平成 25 年度までの実施状況は、統計資料第 8-13 表「年度別消防設備士試験実施状況」のとおりである。

## 7 消防設備士講習

消防用設備等に関する技術の進歩は著しく、これについての基準も技術の進歩に応じて改正されている。

そこで、消防設備士は、その業務を誠実に行い、消防用設備等の工事又は設備に関する技術の向上を図るため、常に新しい知識や技術を身につけておく必要があることから、消防設備士の講習制度が設けられ、受講義務が課せられている。講習の受講期限は、免状の交付を受けた日以後における最初の 4 月 1 日から 2 年以内、その後は講習を受けた日以後における最初の 4 月 1 日から 5 年以内ごととされている。また、昭和 57 年度から（財）愛知県消防設備安全協会に講習事務の一部を委託して実施している。

平成 9 年度から講習区分が改正され、多種類免状所有者の受講回数が低減されるよう措置されており、平成 25 年度までに実施した講習の受講者は統計資料第 8-14 表「消防設備士講習実施状況」のとおりである。



第8-1表 少年消防クラブの状況

26.5.1現在

区分 団体名	計		区分 団体名	計		区分 団体名	計	
	クラブ数	クラブ員数		組織数	クラブ員数		組織数	クラブ員数
県 計	901	147,073	知多中部広域事務組合	28	4,772	西春日井広域事務組合	-	-
			半田市	13	2,409	清須市	-	-
名古屋市	117	1,723	阿久比町	4	497	北名古屋市	-	-
豊橋市	52	7,248	東浦町	7	987	豊山町	-	-
岡崎市	70	19,140	武豊町	4	879			
一宮市	42	7,661	海部東部消防組合	6	616	設楽町	-	-
瀬戸市	29	6,023	あま市	5	462	東栄町	-	-
春日井市	53	1,047	大治町	1	154	豊根村	-	-
豊川市	26	3,627	尾三消防組合	34	8,604			
津島市	12	1,211	日進市	13	3,602			
豊田市	101	20,685	東郷町	9	2,004			
西尾市	36	8,390	みよし市	12	2,998			
蒲郡市	7	2,266	丹羽広域事務組合	6	369			
犬山市	14	1,900	大口町	3	171			
常滑市	6	93	扶桑町	3	198			
江南市	10	1,966	海部南部消防組合	4	176			
小牧市	25	8,953	弥富市	3	135			
稻沢市	27	399	飛島村	1	41			
新城市	1	365	知多南部消防組合	12	716			
東海市	18	5,732	南知多町	6	273			
大府市	8	1,263	美浜町	6	443			
知多市	15	4,300	衣浦東部広域連合	71	19,238			
尾張旭市	9	1,685	碧南市	12	2,946			
岩倉市	5	432	刈谷市	21	3,577			
豊明市	12	161	安城市	29	9,809			
田原市	27	3,039	知立市	7	1,394			
愛西市	6	719	高浜市	2	1,512			
長久手市	1	1,197						
蟹江町	2	100						
幸田町	9	1,257						

第8-2表 婦人防火クラブの状況

26.4.1現在

区分 団体名	計		愛知県婦人消防 クラブ連絡協議会 加入状況	区分 団体名	計		愛知県婦人消防 クラブ連絡協議会 加入状況
	組織数	人員			組織数	人員	
県 計	337	25,839	24	丹羽広域事務組合	41	17,280	
名 古 屋 市	14	970	△	大 口 町	-	-	
豊 橋 市	48	551	○	扶 桑 町	41	17,280	
岡 崎 市	28	508	○	海部南部消防組合	-	-	
一 宮 市	11	408	○	飛 島 村	-	-	
瀬 戸 市	11	397	○	弥 富 町	-	-	
春 日 井 市	-	-		知多南部消防組合	-	-	
豊 川 市	1	51	○	南 知 多 町	-	-	
津 島 市	1	21	○	美 浜 町	-	-	
豊 田 市	10	275	○	衣浦東部広域連合	48	1,739	
西 蒲 尾 市	1	95	○	碧 南 市	7	1,320	○
犬 常 滑 市	1	39	○	刈 谷 市	22	145	○
江 小 牧 市	1	410	○	安 城 市	19	274	○
稻 新 海 市	1	18	○	知 立 市	-	-	
東 大 府 市	-	-		高 浜 市	-	-	
知 尾 張 市	7	158		西春日井広域事務組合	-	-	
多 旭 岩 倉 市	1	90	○	清 須 市	-	-	
明 豊 原 市	33	81		北 名 古 屋 市	-	-	
海 豊 原 市	1	1,226	○	豊 山 町	-	-	
西 長 久 手 市	-	16		設 楽 町	-	-	
市 蟹 江 町	1	-		東 栄 町	3	81	
町 幸 田 町	1	28		豊 根 村	-	-	
組 合 知多中部広域事務組合	-	-					
半 田 市	-	-					
阿 久 比 町	-	-					
東 浦 町	-	-					
武 豊 町	-	-					
組 合 海部東部消防組合	2	77					
あ ま 市	1	22	○				
市 大 治 町	1	55	○				
組 合 尾三消防組合	2	318					
市 日 進 市	1	153	○				
町 東 郷 町	1	165	○				
市 み よ し 市	-	-					

※ 愛知県婦人消防クラブ連絡協議会加入状況欄の△印は、1クラブのみ協議会加入

第8-3表 防火管理実施状況(その1)

26.3.31現在

消防法第8条関係

防火対象物の用途別区分 (令別表第1の項別)			防火管理者 選任義務対 象者数(法第 8条第1項)	防火管理者選任状況		消防計画作成状況	
				選任届出数 (法第8条 第2項)	選任率 %	計画届出数 (規則第3 条第1項)	作成率 %
1	イ	劇場・映画館	179	171	95.5	156	87.2
	ロ	公会堂・集会場	3,471	2,985	86.0	2,839	81.8
2	イ	キャバレー等	55	31	56.4	24	43.6
	ロ	遊技場	481	437	90.9	415	86.3
	ハ	風俗営業等	50	42	84.0	39	78.0
	ニ	カラオケボックス等	252	234	92.9	226	89.7
3	イ	待合・料理店	162	144	88.9	108	66.7
	ロ	飲食店	6,495	5,150	79.3	4,724	72.7
4		百貨店・店舗	6,315	4,994	79.1	4,653	73.7
5	イ	旅館・ホテル	999	931	93.2	915	91.6
	ロ	共同住宅	13,109	10,540	80.4	9,221	70.3
6	イ	病院・診療所	1,372	1,209	88.1	1,139	83.0
	ロ	老人短期入所施設等	1,331	1,229	92.3	1,178	88.5
	ハ	老人デイサービスセンター等	2,328	2,241	96.3	2,147	92.2
	ニ	幼稚園等	497	488	98.2	472	95.0
7		学校	2,363	2,216	93.8	2,095	88.7
8		図書館	186	179	96.2	171	91.9
9	イ	蒸気・熱気浴場	29	27	93.1	27	93.1
	ロ	公衆浴場	93	88	94.6	79	84.9
10		停車場	33	19	57.6	19	57.6
11		神社・寺院	1,570	1,240	79.0	1,145	72.9
12	イ	工場・作業所	2,833	2,534	89.4	2,210	78.0
	ロ	映画スタジオ	4	4	100.0	4	100.0
13	イ	駐車場	28	26	92.9	19	67.9
	ロ	航空機格納庫	4	4	100.0	4	100.0
14		倉庫	506	414	81.8	364	71.9
15		事務所	4,745	3,844	81.0	3,520	74.2
16	イ	複合用途(特定)	13,692	9,363	68.4	8,111	59.2
	ロ	複合用途(非特定)	2,326	1,538	66.1	1,329	57.1
16の2		地下街	9	6	66.7	6	66.7
17		文化財	39	33	84.6	31	79.5
計			65,556	52,361	79.9	47,390	72.3

第8-3表 防火管理実施状況(その2)

消防法第8条の2関係		26.3.31現在		
区分	項目	共同防火管理 実施対象数	協議事項届出状況	
			協議事項届出数	届出数 %
	高層建築物	435	372	85.5
1	イ			
	ロ	6	6	100.0
2	イ	4	3	75.0
	ロ	2	2	100.0
	ハ	13	11	84.6
	ニ			
3	イ			
	ロ	89	79	88.8
	4	29	24	82.8
5	イ	85	10	11.8
	ロ	85	47	55.3
6	イ	6	5	83.3
	ロ	7	7	100.0
	ハ	6	5	83.3
	ニ			
	7			
	8			
9	イ			
	ロ			
	10			
	11			
12	イ			
	ロ			
13	イ			
	ロ			
	14			
	15	114	100	87.7
16	イ	4,059	3,157	77.8
	ロ	549	420	76.5
	16の2	15	14	93.3
	16の3			
	合計	5,504	4,262	77.4

第8-4表 防火対象物数の状況

区分		合計		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19			
団体名		イ ロ		イ ロ	ハ ニ	イ ロ																			
県計		234,407		158	3,614	90	634	64	268	103	6,029	9,898	1,423	74,681	3,496	1,740	3,320	836	7,520	313	43	146			
地上5階以上のもの		27,926		6	41	2	35	21	20	2	119	132	467	17,075	299	172	34	518	7	19	330	2	75		
地下を有するものの 及び地階のみのもの		8,836		23	108	5	34	12	14	13	163	198	228	2,022	249	93	59	39	479	54	5	3	230	5	
市計		220,497		140	3,345	87	596	63	257	102	5,659	9,282	1,083	70,709	3,301	1,654	3,084	810	7,248	285	43	142	299	3,274	
地上5階以上のもの		27,421		6	41	2	34	21	20	2	119	132	423	16,733	290	167	34	515	7	19	315	2	75		
地下を有するものの 及び地階のみのもの		8,656		23	101	5	33	12	14	13	158	196	183	1,998	245	90	57	39	475	53	5	3	220	5	
名古屋市		54,311		34	466	10	121	50	74	24	1,295	1,663	284	19,012	679	610	786	266	2,370	47	21	72	134	759	
地上5階以上のもの		17,579		1	26		27	21	17	2	96	78	192	10,014	139	90	13	322	4		18	119	2	36	
地下を有するものの 及び地階のみのもの		5,615		7	38	2	13	12	12	10	85	84	103	1,532	113	54	25	24	278	14	3	2	105	110	
豊橋市		13,854		8	243	3	47	1	17	5	542	774	50	4,488	238	46	160	38	319	9	5	9	72	139	
地上5階以上のもの		763		1		1		1		9	13	18	385	19	1	1	25			11	1	1	5	56	
地下を有するものの 及び地階のみのもの		277		1	3	2	1			1	11	9	6	13	13	2	2	2	17	3		7	5	8	
岡崎市		13,437		8	248	3	33	16	6	279	535	55	4,715	211	67	165	64	443	16	3	6	323	1,930		
地上5階以上のもの		868		1	1	1				1	9	18	562	12	6	2	22	1		1	14	2	2	69	
地下を有するものの 及び地階のみのもの		354		1	5					7	10	7	66	11	3	4	4	21	4		16	14	5	10	
一宮市		11,351		6	165	10	68	9	21	9	402	576	78	2,930	214	85	173	49	253	7	19	1	210	2,672	
地上5階以上のもの		812		2			1		2	14	16	543	23	8	4	4	4	4		13	1	1	15	49	
地下を有するものの 及び地階のみのもの		90		2	2	1		1		3	2	8	7	1	1	1	1	1		6		2	3	29	
瀬戸市		4,879		3	54	7		2	68	164	12	958	53	32	52	11	176	14	3	2	72	1,547	65		
地上5階以上のもの		270										2	210	9	3	4			4	1	1	1	5	23	
地下を有するものの 及び地階のみのもの		151		1		1				1	8	3	19	4		3	1	14	2		4	17	6	10	
半田市		4,061		3	53	15	5	3	98	180	16	1,246	51	32	58	21	102	3	1	4	35	655	55		
地上5階以上のもの		236									10	151	4	3	1	1	1	1		2	1	1	12	29	
地下を有するものの 及び地階のみのもの		76		1	1			1		1	1	10	1	2		4	1	1	3	1	1	2	37	8	
春日井市		10,416		3	138	6	19	19	200	403	16	4,041	171	68	118	42	295	4	3	4	80	1,774	1	83	1
地上5階以上のもの		962		1						1	5	10	729	9	10	1	15			17	1	1	7	31	82
地下を有するものの 及び地階のみのもの		220		5						5	9	5	45	10	2	3	1	16	2		5	11	4	5	67
豊川市		5,323		6	130	1	20	5	5	119	304	25	1,952	78	53	112	19	176	4	1	3	76	1,309	60	
地上5階以上のもの		187		1						1	10	123	5	3	3	1	1	1		5	3	2	10	9	11
地下を有するものの 及び地階のみのもの		69		2						4	1	6	3	3	2	4	1	1	9	3	1	9	9	2	

26.3.3 現在

第8-4表 防火対象物数の状況

区分		263.3現在																			
団体名	合計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
津島市	2,204	4	29	6	2	6	89	120	2	587	40	22	33	6	72	2	1	46	558	18	192
地上5階以上のもの 及び地階のみのもの	97						1	1	64	2	5		3					1	5	4	9
地下を有するものの 及び地階のみのもの	18	1	1	1								1	1	1					11	1	
碧南市	3,001	3	55	7	2	47	126	12	693	41	10	36	10	60	4	2	62	679	25	342	372
地上5階以上のもの	87	1					1	64	2									6		2	8
地下を有するものの 及び地階のみのもの	35	2					1	2	3					1	2		2			1	10
刈谷市	5,560	4	47	3	20	3	5	1	165	238	12	2,201	94	36	41	20	147	9	2	6	7853
地上5階以上のもの	377	1	1				2	1	11	233	7	3		3				12	6	3	54
地下を有するものの 及び地階のみのもの	122	1	4	2			2	4	1	9	14	2		2		1	1	9	1	2	55
豊田市	14,796	9	359	1	33	9	2	294	609	92	4,573	190	59	168	52	518	22	4	12	235	2,431
地上5階以上のもの	986	2		1			2	4	21	644	10	2		31				15	11		76
地下を有するものの 及び地階のみのもの	437	1	12	3	1	4	15	11	65	21		5	3	27	1		7	33	9	9	114
安城市	5,837	5	87	7	10	10	7	127	268	14	2,062	71	33	83	29	154	3		56	1,237	53
地上5階以上のもの	495	1	1				2	12	355	3	5	1	3				4	4	1	23	58
地下を有するものの 及び地階のみのもの	53		1	1	1		1	3	6	2			1				2	5	1		20
西尾市	5,440	3	153	2	11	5	3	122	275	39	1,164	87	42	100	7	153	11	4	1	110	1,289
地上5階以上のもの	119						1	10	69	3	1		1				6				13
地下を有するものの 及び地階のみのもの	71		1				1	2	12		1		3		1	3			2	36	6
蒲郡市	2,986	7	103	1	8	4	76	153	116	629	53	29	48	3	93	4	2	3	50	830	20
地上5階以上のもの	121	1					1	2	31	58	1			6				1		1	6
地下を有するものの 及び地階のみのもの	31	1								9	4	2	2			2				3	3
犬山市	2,463	4	28	10	2	56	78	17	649	40	37	41	6	86	47	1	2	54	410	19	234
地上5階以上のもの	150		2				1	7	94	2			7				2	1	2	4	17
地下を有するものの 及び地階のみのもの	72	1	3	1		2	2	5	5	2		1	8	2		5	2	1		14	9
常滑市	2,664	5	41	4	1	60	155	17	404	34	10	47	2	55	3	12	71	900	22	2	378
地上5階以上のもの	86	1								7	48	1						1	1	1	17
地下を有するものの 及び地階のみのもの	38	1	1							1	1	2	1	2		2		1	1	1	19
江南市	2,880	3	46	2	9	2	4	79	161	1	883	63	21	42	7	105	1	2	50	399	13
地上5階以上のもの	217											190	1	4			3		1	3	11
地下を有するものの 及び地階のみのもの	25		2									1	4	1			1		3	9	3

第8-4表 防火対象物数の状況

区分		263.3現在																			
団体名	合計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
小牧市	6,515	3	82	11	7	111	249	22	1,856	71	30	57	44	145	4	1	4	62	1,349	45	2
地上5階以上のもの 及び地階のみのもの	356	1						9	225	3	2	2	4						17		
地下を有するものの 及び地階のみのもの	89	3	1			1	3	2	8	1			4				5	5	4	1	18
稲沢市	4,190	4	83	12	6	12	92	193	13	1,106	81	44	67	6	149	6	2	137	783	25	
地上5階以上のもの	250			1	1	1	5	184	5	3			2					9			
地下を有するものの 及び地階のみのもの	39								2	1	1		3	1			2	1			
新城市	1,867	1	63	15	11	4	73	107	70	262	36	10	43	1	100	10	3	44	473	20	121
地上5階以上のもの	16								11	1								1			
地下を有するものの 及び地階のみのもの	28	1	1			4		11			2									5	1
東海市	4,314	3	65	2	18	7	135	219	12	1,376	73	18	38	11	96	2	1	4	48	696	47
地上5階以上のもの	326								3	252	4			3				4	1		
地下を有するものの 及び地階のみのもの	55	1						5	9	1	3	1		1		2	7				22
大府市	3,465	1	44	1	6	4	1	88	147	9	1,172	54	34	41	6	59	1	2	40	825	23
地上5階以上のもの	158		2					2	113	2		2		2			4			2	4
地下を有するものの 及び地階のみのもの	69	1				1	1	17	5	5			5	1		1	8	1			10
知多市	2,454		71	1	1	1	40	73	10	958	46	16	39	7	67	3	2	44	296	23	167
地上5階以上のもの	144									110	1		1			1				14	1
地下を有するものの 及び地階のみのもの	49	3						1		12	1		1	2			1	2			11
知立市	2,562	1	36	2	4	5	64	97	6	1,246	25	12	25	6	53	2	1	29	253	15	113
地上5階以上のもの	222							1		3	173	1			4			2	1		5
地下を有するものの 及び地階のみのもの	39	1				1	1	1		11	1	1	1			1	3				3
尾張旭市	2,227	1	32	1	5	3	57	105	2	826	46	25	35	7	63	2	1	2	27	289	8
地上5階以上のもの	175						1	1	134	2	2	1							2		2
地下を有するものの 及び地階のみのもの	43							1		12	1		1	3	1	1	5				12
高浜市	1,738	14	10	2	32	78	1	600	20	10	18	8	47	3	1	8	414	10	199	117	
地上5階以上のもの	55										37			1			1		1	4	3
地下を有するものの 及び地階のみのもの	8	1																		4	1
岩倉市	1,815	23	3	4	1	2	52	83	3	823	45	9	19	6	40	1		33	203	4	136
地上5階以上のもの	174										1	141	1	1				1	1	2	20
地下を有するものの 及び地階のみのもの	1																			6	

第8-4表 防火対象物数の状況

区分		合計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
団体名		イ ロ	イ ロ	ハ ニ																	
豊明市	2,058	3	45	16	3	69	109	3	836	54	16	25	7	109	2	24	217	10	115	141	184
地上5階以上のもの 及び地階のみのもの	183	1						1	137	5	6			15				2		2	14
地下を有するものの 及び地階のみのもの	140	2	2	8		23	25		23	14	1	1	24	2			2			8	4
日進市	2,216		6	12	1	169	178	7	855	69	36	52	6	122	5	1	3	24	138	10	77
地上5階以上のもの	207							1	152	4	2			11	1					11	18
地下を有するものの 及び地階のみのもの	79					1	6	33	2				14		1	1	1	1	1	9	9
田原市	2,271		105	1	4	1	74	110	50	417	22	17	41	2	128	7	2	1	61	386	20
地上5階以上のもの	38							6	19	1								5		5	2
地下を有するものの 及び地階のみのもの	37		1			1	4	5	1					1		1			1	19	2
愛西市	1,470	1	40	1	1	1	38	68	2	228	27	20	55	13	81	1	1	1	20	463	7
地上5階以上のもの	22							1	18											2	1
地下を有するものの 及び地階のみのもの	20		1																	19	
清須市	2,776		27	8	3	77	89	2	834	51	10	55	2	61	6	4	1	33	629	1	5
地上5階以上のもの	134		1						87		2			2				9		3	8
地下を有するものの 及び地階のみのもの	3								1										2		4
北名古屋市	3,855		34	1	13	6	118	177	5	1,232	46	15	42	5	76	2	2	33	700	17	705
地上5階以上のもの	136								1	101	3	2	1	6				1		4	11
地下を有するものの 及び地階のみのもの	16							1		1	1			2	1		2		1	6	1
弥富市	2,359		35	4	1	48	74	5	475	29	8	28	2	53	1	2	35	518	24	413	355
地上5階以上のもの	62									1	41	1		1					3	4	7
地下を有するものの 及び地階のみのもの	18										1				1		1		1	13	1
みよし市	1,843	1	43	1					113	138	3	519	34	7	75	23	72	2	19	408	119
地上5階以上のもの	104							1			78	1	1	7				3		8	5
地下を有するものの 及び地階のみのもの	25		1						1		4	5	2	1	2	2		1		5	1
あま市	2,515	2	40	1	3	2	6	45	87	845	29	8	40	10	53	3	35	535	1	6	438
地上5階以上のもの	106																	3		3	9
地下を有するものの 及び地階のみのもの	7																	1		4	1
長久手市	2,024	1	12	4	3	46	119		1,056	35	17	26	6	97	7	6	12	81	20	84	200
地上5階以上のもの	141			1						1	110	2	1	6				1	1	5	8
地下を有するものの 及び地階のみのもの	137		1							1	7	52	1	3	2	1	16	3	3	4	18

第8-4表 防火対象物数の状況

区分		合計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19											
町村計		13,910	18	269	3	38	1	11	1	370	616	340	3,972	195	86	236	26	272	28	4	17	254	2,687	74	22	1,801	1,410	829	326	4		
地上5階以上のもの 及び地階のみのもの	505				1						44	342	9	5		3				15												
東郷町	1,052	3	3	1	1	34	82	5	449	23	15	23	2	33		5	204			3	10	1	2	54	9	3						
地上5階以上のもの 地下を有するもの 及び地階のみのもの	84										4	68	2	1																		
豊山町	980	2	14	3		41	41	12	184	8	3	10	1	10	2	1	7	207	16	22	232	74	61	29								
地上5階以上のもの 地下を有するもの 及び地階のみのもの	35										1	21	1								1	6	3	2								
大口町	1,016	26		1	23	34	1	256	11	4	11	4	17	1		10	254	10		170	104	43	36									
地上5階以上のもの 地下を有するもの 及び地階のみのもの	21										6	2	2							3		2	3	2								
扶桑町	1,087	2	21	1		34	50		370	25	9	13	1	27	1	1	14	200	3		84	83	96	52								
地上5階以上のもの 地下を有するもの 及び地階のみのもの	11										6								2				3									
大治町	951	11	1	1	17	40	1	417	7	3	10	3	14			9	138	2		156	54	47	20									
地上5階以上のもの 地下を有するもの 及び地階のみのもの	34										1	29	1						1			1	1									
蟹江町	1,255	21	1	4	2	1	51	59	5	532	20	3	20	4	22	2	1	17	224	5		69	63	92	34	1						
地上5階以上のもの 地下を有するもの 及び地階のみのもの	89			1							2	65	1						1			2	1	11	5							
飛島村	1,187	1	10								10	26	15	1	1	4	3		13	362	7	436	240	29	29							
地上5階以上のもの 地下を有するもの 及び地階のみのもの	8										2												5	1								
阿久比町	536	2	23	2	1	19	41	158	18	6	22	1	21	1		13	74	1	34	61	26	12										
地上5階以上のもの 地下を有するもの 及び地階のみのもの	31											30									1											
東浦町	1,038	20		5	1	15	40	359	14	13	28	2	31	2		16	212	5	102	120	36	17										
地上5階以上のもの 地下を有するもの 及び地階のみのもの	56											49									2	4	1									
東郷町	25											6	3			1				1	4											

第8-4表 防火対象物数の状況

区分		26.3.3現在																			
団体名	合計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
南知多町	961	27	4			33	37	211	114	10	3				51	153	5	110	73	97	8
地上5階以上のもの 及び地階のみのもの	52							27	17						1			1	5	1	
地下を有するものの 及び地階のみのもの	64	2				40	10							1	2			3	4	2	
美浜町	776	25	3	2	33	36	30	336	8	2	14	1	9	3	31	76	2	28	56	69	11
地上5階以上のもの	12							2	5	1					1			1	1		
地下を有するものの 及び地階のみのもの	14					1	1	3					1				1	6	1		
武豊町	1,332	18	6	1	19	47	11	390	17	7	19		25	2	1	15	295	9	250	138	47
地上5階以上のもの	48							2	33	1	1				5			1	3	2	
地下を有するものの 及び地階のみのもの	17			1					1	4		1			1			8	1		
幸田町	1,356	32	2	4	1	31	71	7	390	23	7	39	6	32	2	3	40	269	8	96	176
地上5階以上のもの	23							3	13							1		1	3	1	
地下を有するものの 及び地階のみのもの	31		3			3	1	5			1	1		1				14			
設楽町	190	10	1			1	5	18	10	4	6	5	1	12	2	3	15	1	4	47	43
地上5階以上のもの 及び地階のみのもの																					
東栄町	128	1	10	2		6	7	10	5	4	3	5	2	5	10	10		1	15	30	2
地上5階以上のもの 及び地階のみのもの	1											1									
豊根村	65		7				3	14	2	2	1	4	3	1	2	4		12	9	1	
地上5階以上のもの 及び地階のみのもの																					

第8-5表 中高層建築物数の状況

階別 団体名	計	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階
県計	83,832	37,314	18,589	9,824	4,598	3,823	2,921	1,686	1,599	1,155	549	433
名古屋市	37,160	11,377	8,204	5,137	2,924	2,659	1,939	1,285	1,204	802	396	311
豊橋市	3,411	1,979	669	396	132	87	55	20	27	14	5	7
岡崎市	3,796	2,004	924	382	134	93	82	42	36	35	11	9
一宮市	3,432	1,868	752	318	138	90	103	37	50	30	15	15
瀬戸市	1,097	672	152	132	38	22	24	13	10	14	5	3
半田市	1,018	569	213	64	57	31	34	15	11	9	1	6
春日井市	3,370	1,678	730	519	134	88	90	24	27	41	14	11
豊川市	1,120	681	252	92	38	18	17	8	4	2	4	2
津島市	448	230	121	37	19	14	4	3	3	3	4	
碧南市	594	393	114	57	10	7	4	4	1	2		2
刈谷市	1,800	942	481	137	68	54	35	22	9	11	12	8
豊田市	3,836	1,924	926	423	165	124	96	32	39	29	15	13
安城市	1,849	901	453	181	65	63	57	25	24	17	11	3
西尾市	901	596	186	66	24	11	4	3	2	3		1
蒲郡市	875	595	159	46	24	15	14	7	5	3	5	1
犬山市	677	377	150	75	39	9	12	3	8	3		
常滑市	424	264	74	32	14	9	12	9	1	2	1	2
江南市	821	439	165	154	14	10	5	8	6	3	1	2
小牧市	1,566	817	393	135	56	43	35	22	18	21	9	2
稻沢市	1,098	578	270	103	34	26	33	7	13	12	7	3
新城市	198	136	46	8	6	1	1					
東海市	1,411	685	400	166	53	41	18	13	8	7	3	4
大府市	935	550	227	59	21	29	14	6	4	6	1	4
知多市	633	362	127	97	20	9	6	2	4	5		
知立市	878	463	193	139	21	17	20	4	8	2	4	1
尾張旭市	769	437	157	48	39	35	26	4	2	10	4	2
高浜市	370	217	98	33	8	6	1	1	1	1		1
岩倉市	626	321	131	101	18	16	10	10	6	2	2	2
豊明市	743	416	144	102	20	23	11	8	4	4	3	
日進市	717	376	134	71	27	27	31	9	15	5	4	4
田原市	285	186	61	20	11	3	2	1		1		
愛西市	179	121	36	11	2	3	1		2	1		1
清須市	948	564	250	56	28	19	14	3	4	4	2	1
北名古屋市	881	574	171	65	23	10	13	5	5	6	2	2
弥富市	323	205	56	16	20	7	8	2	5	3		
みよし市	437	246	87	43	18	9	17	3		9	2	1
あま市	639	394	139	36	23	16	12	4	5	8		
長久手市	685	393	151	37	31	25	8	7	5	6	2	6
東郷町	253	140	29	46	5	7	17	1	2	3	1	
豊山町	213	130	48	16	2	6	4	2		4		
大口町	209	122	66	13	5	3						
扶桑町	184	132	41	4	3	2		1		1		
大治町	297	197	66	15	6	3	2	2		1		1
蟹江町	363	205	69	26	18	10	12	2	10	2	1	
飛島村	97	70	19	6	2							
阿久比町	109	55	23	25	1	1		1	1	1	1	
東浦町	216	124	36	23	10	7	7	1	1	4	1	
南知多町	265	166	47	16	11	5	7	1	6	1		1
美浜町	131	96	23	7	2	2		1				
武豊町	267	159	60	23	14	5	2	2	1			1
幸田町	254	171	60	10	2	3	2	1	2	2		
設楽町	14	10	4									
東栄町	7	5	1		1							
豊根村	3	2	1									

第8-5表 中高層建築物数の状況

26.3.31現在(単位:棟)

第8-6表 防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況

26.3.31現在

防火対象物の区分	防火対象物数								立入検査	消防用設備又は特殊消防用設備等設置検査			
	総数	地上5階未満(地下のみを除く)	地上5階以上	小計	うち地下1階	うち地下2階	うち地下3階以上	地下のみ		検査を要する対象物	検査届出対象物平成25年度中		
1	イ	158	152	6	158	21	2		70	139	25	21	
	口	3,614	3,571	41	3,612	100	5	1	2	903	1,837	97	81
2	イ	90	88	2	90	5			31	25			
	口	634	591	35	626	24	2		8	189	497	33	27
3	ハ	64	43	21	64	11	1		36	44	1	1	
	二	268	248	20	268	13	1		137	219	28	24	
3	イ	103	101	2	103	13			22	68	1	1	
	口	6,029	5,885	119	6,004	132	5	1	25	1,897	1,941	108	96
4		9,898	9,739	132	9,871	160	8	3	27	3,411	5,264	333	276
5	イ	1,423	956	467	1,423	203	23	2		577	1,099	61	52
	口	74,681	57,604	17,075	74,679	1,908	105	7	2	11,659	38,434	1,107	924
6	イ	3,496	3,187	299	3,486	223	16		10	1,239	2,289	211	185
	口	1,740	1,568	172	1,740	90	1	2		1,008	1,732	261	233
	ハ	3,320	3,285	34	3,319	56	1	1	1	1,737	2,315	213	168
	二	836	836		836	39				284	749	30	23
7		7,520	6,981	518	7,499	422	31	5	21	1,192	5,897	492	408
8		313	306	7	313	45	9			134	227	13	12
9	イ	43	43		43	5				13	17	2	2
	口	146	146		146	3				31	40	1	
10		316	300		300	12	62	22	16	54	170	32	27
11		3,528	3,509	19	3,528	185	10	3		556	847	29	26
12	イ	38,485	38,152	330	38,482	215	8	4	3	5,742	19,642	941	701
	口	14	12	2	14	3	2			3	12	1	1
13	イ	2,463	2,356	75	2,431	80	19	5	32	230	1,432	67	54
	口	31	31		31					1	119	1	1
14		21,244	20,997	245	21,242	124	6	1	2	3,149	9,024	283	208
15		22,444	20,346	2,087	22,433	1,566	220	79	11	3,426	8,128	711	558
16	イ	21,023	16,854	4,168	21,022	1,564	206	76	1	9,733	15,032	1,115	967
	口	10,232	8,181	2,049	10,230	446	30	6	2	2,282	3,717	156	124
16の2		9							9	82	1	1	1
16の3		1							1		1		
17		219	218	1	219	3	1			93	40	2	2
18		22	22		22					5	8		
19													
20													
合計		234,407	206,308	27,926	234,234	7,671	774	218	173	49,926	121,006	6,356	5,204

第8-7表 消防用設備等設置状況(その1)

26.3.31現在

防火 対象物 の区分	自動火災報知設備						ガス漏れ火災警報設備					
	対象 物数	設置	特例		経過 措置	違反	対象 物数	設置	特例		違反	
			うち 一部 違反	32条 適用					うち 一部 違反	32条 適用		
1	イ	173	170		2			1	8	8		
	ロ	1,823	1,675	16	146			2	21	21		
2	イ	32	26	5	1			5				
	ロ	531	523	9	2			6				
	ハ	66	62	3	1			3				
	ニ	258	249	21	3			6				
3	イ	134	127	1	1			6				
	ロ	2,198	2,040	89	71			87	2	2		
4		5,197	4,962	133	79			156	35	34		1
5	イ	1,492	1,478	65	1			13	24	24		
	ロ	36,271	24,035	324	11,972	222		42	9	9		
6	イ	2,372	2,288	32	59			25	68	67		1
	ロ	1,843	1,835	17	2			6	9	9		
	ハ	2,412	2,392	39	8			12	7	7		
	ニ	912	909	9	1			2				
7		6,089	6,063	40	10	11		5	7	7		
8		283	281	2		1		1	1	1		
9	イ	35	35	1								
	ロ	25	25	1								
10		202	200		1	1						
11		415	385	8	3	16		11	1	1		
12	イ	19,291	16,563	578	489	1,115		1,124	3	3		
	ロ	20	12					8				
13	イ	1,240	1,096	4	130	1		13				
	ロ	33	29		3	1						
14		8,853	8,021	223	355	223		254	1	1		
15		7,998	7,702	84	218	50		28	25	25		
16	イ	11,945	9,174	499	2,213			558	175	173	3	2
	ロ	2,799	2,579	145	169	11		40	3	3		
16の2		9	9						5	5		
16の3		1	1									
17		212	168	4	27			17				
18												
19												
20												
合計		115,164	95,114	2,352	15,967	1,652		2,431	404	400	3	4

第8-7表 消防用設備等設置状況(その2)

26.3.31現在

防火 対象物 の区分		スプリンクラー設備							屋内消火栓設備						
		対象 物数	設置	うち 一部 違反	特例		経過 措置	違反	区画 設置	対象 物数	設置	うち 一部 違反	特例		違反
					32条 適用	17条の 2の5等 適用							32条 適用	17条の 2の5等 適用	
1	イ	42	39		3				1	76	74		1		1
	口	55	53		2					336	324	3	8		4
2	イ	1	1							4					4
	口	54	51		2			1	4	129	124				5
	ハ									1	1				
	ニ	3	3	1						14	6	2			8
3	イ									13	12	1	1		
	口	2	2							76	47	3	4		25
4		488	478	10	2			8	5	662	544	12	19		99
5	イ	81	76		3			2	5	424	404	5	2		18
	口	1,548	246		1,301			1	1	8,989	1,639	15	7,308	22	20
6	イ	322	315	5	6			1	9	354	332	4	15		7
	口	1,414	1,400	13	7			7	7	81	75	1	5		1
	ハ	43	42	1	1					184	167	2	8		9
	ニ	8	8							92	84		6		2
7		32	32							4,303	4,276	14	18	5	4
8		2	2							97	88		5	1	3
9	イ	1	1							14	14				
	口									12	9		1		2
10		85	85							130	125		5		
11		6	6							228	179	4	17	16	16
12	イ	49	48		1			1		6,935	5,174	104	246	547	968
	口	1	1							5	5				
13	イ	6	6							14	12		1		1
	口									4	4				
14		67	58		9			3		2,731	2,213	47	205	75	238
ラック		33	28		5										
15		147	145	1	2			1		2,798	2,536	33	212	18	32
16	イ	812	789	40	17			6	16	1,232	1,077	54	96		59
	口	48	37	2	11			1		590	498	34	56	2	34
16の2		8	8							8	7		1		
16の3		1	1												
17										4	4	1			
18															
19															
20															
合計		5,326	3,933	73	1,367			26	54	30,540	20,054	339	8,240	686	1,560

第8-7表 消防用設備等設置状況(その3)

26.3.31現在

防火 対象物 の区分		漏電火災警報器					水噴霧消火設備等						
		対象物	設置	うち 一部 違反	特例 32条 適用	違反	対象物	設置	うち 一部 違反	特例 32条 適用	17条の 2の5 等適用	違反	
1	イ	4	4				19	19					
	ロ	20	20				58	58					
2	イ	1	1				1	1					
	ロ	12	12				89	88				1	
	ハ	2	2	1			1	1					
	ニ						6	6					
3	イ	11	11				2	2					
	ロ	185	183	3	1	1	19	18				1	
4		31	29	1		2	467	465	2	2			
5	イ	65	65	1			150	145	2	1		4	
	ロ	685	663	1	2	20	1,808	1,799	6	7		2	
6	イ	47	46			1	131	129			2		
	ロ	19	19				62	62					
	ハ	65	64			1	16	16					
	ニ	19	19				1	1					
7		19	19				115	114			1		
8		5	5				26	26					
9	イ	8	8				4	4	1				
	ロ	58	58	1			2	2					
10							15	13		2			
11		52	49		3		17	16				1	
12	イ	118	115	2		3	1,074	1,040	7	15	7	12	
	ロ						3	3					
13	イ						1,810	1,789	8	11	2	8	
	ロ						23	19			4		
14		14	14				100	99	2			1	
15		50	50				1,333	1,301	5	28	2	2	
16	イ	138	136	4	1	1	929	924	14	5			
	ロ	32	31	1		1	314	313	4			1	
16の2							6	6					
16の3													
17		6	6				1	1					
18													
19													
20													
合計		1,666	1,629	15	7	30	8,602	8,480	51	74	15	33	

第8-7表 消防用設備等設置状況(その4)

26.3.31現在

防火 対象物 の区分		非常警報設備					屋外消火栓設備				
		対象物	設置	うち 一部 違反	特例 32条 適用	違反	対象物	設置	うち 一部 違反	特例 32条 適用	違反
1	イ	151	116		35		6	6			
		口	2,435	2,048	12	366	21	5	5		
2	イ	76	36	1	33	7	1	1			
	口	346	340			6	1	1			
	ハ	7	6	1		1					
	二	62	62	1							
3	イ	10	10	1							
	口	3,668	3,554	79	16	98	1	1			
4		2,934	2,865	40	12	57	38	37	1		1
5	イ	333	330	6		3	4	4			
	口	9,735	6,141	40	3,524	70	33	22		10	1
6	イ	897	886	2	4	7	17	15		2	
	口	265	264		1		3	2			1
	ハ	481	468	5	9	4	2	2			
	二	287	285		2		1	1			
7		3,140	3,113	7	7	20	48	43		5	
8		139	136			3	5	5	1		
9	イ	29	29								
	口	59	44		13	2	1	1			
10		49	48			1	1	1			
11		1,218	1,080	16	81	57	62	60		2	
12	イ	516	486	3	4	26	1,975	1,863	23	20	19
	口	12	2			10					73
13	イ	33	32			1	7	7			
	口	1	1								
14		155	151	1		4	825	797	10	11	3
15		2,944	2,857	17	39	48	232	217		12	3
16	イ	4,834	4,607	156	46	181	27	25		2	
	口	939	865	14	27	47	59	57			2
16の2		9	9								
16の3											
17		15	15	1			9	9	1		
18											
19											
20											
合計		35,779	30,886	403	4,219	674	3,363	3,182	36	64	22
											95

第8-7表 消防用設備等設置状況(その5)

26.3.31現在

防火 対象物 の区分		誘導灯					非常コンセント設備					
		対象物	設置	うち 一部 違反	特例	違反	対象物	設置	うち 一部 違反	特例	32条 適用	17条の 2の5 等適用
1	イ	149	134	1	14		1	1	1			
	ロ	3,228	2,964	28	251	13	1	1	1			
2	イ	79	73	5	1	5						
	ロ	609	604	10	2	3	1	1	1			
	ハ	78	72	7		6						
	二	277	275	17		2	1	1	1			
3	イ	94	90	2		4						
	ロ	6,924	6,776	189	62	86	10	10	10			
4		9,558	9,351	150	54	153	5	5	5			
5	イ	1,341	1,339	46		2	56	56	56			
	ロ	5,468	3,919	41	1,536	13	2,981	2,980	15	1	1	
6	イ	3,451	3,432	33	5	14	20	20	20			
	ロ	1,782	1,759	10	13	10	3	3	3			
	ハ	3,114	3,023	30	60	31	2	2	2			
	二	767	755	7	11	1	1	1	1			
7		1,494	1,468	42	18	8	20	20	20			
8		155	154	2		1	1	1	1			
9	イ	48	48	1								
	ロ	70	69		1							
10		184	180		4		9	9	9			
11		341	301	7	16	24						
12	イ	4,200	3,725	69	133	342	2	2	2			
	ロ	91	91									
13	イ	543	522	4	16	5	2	2	2			
	ロ	16	16									
14		2,981	2,596	42	214	171	1	1	1			
15		6,689	6,378	47	238	73	105	105	105			
16	イ	14,679	14,354	607	132	193	200	200	200	6		
	ロ	2,004	1,920	51	45	39	72	72	72			
16の2		9	9				6	5	5	1		
16の3		1	1									
17		7	6	1	1		1	1	1			
18												
19												
20												
合計		70,431	66,404	1,449	2,827	1,200	3,501	3,499	21	2		

第8-7表 消防用設備等設置状況(その6)

26.3.31現在

防火 対象物 の区分		避難器具					排煙設備					
		対象物	設置	うち 一部 違反	特例		違反	対象物	設置	うち 一部 違反	特例	
1	イ				32条 適用	17条の 2の5 等適用					32条 適用	17条の 2の5 等適用
	29	27		2			9	9				
2	口	562	515	2	40		7	16	15		1	
	イ	18	16	4			2	1	1			
	口	163	158	1	1		4	17	16	1	1	
	ハ	45	44	4			1					
3	二	123	122	3			1					
	イ	34	32	1			2					
4	口	1,251	1,188	77	3		60					
		459	436	13	4		19	257	233	1	18	6
5	イ	544	529	17	3		12					
	口	21,681	21,182	221	465		34					
6	イ	627	618	1	7		2					
	口	430	424	1	5		1					
	ハ	672	638	7	29		5					
	二	307	293	2	8		6					
7		2,756	2,741	16	7		8					
8		29	28				1					
9	イ	6	6									
	口	6	6									
10		1	1					75	69		6	
11		137	134		1		2					
12	イ	424	414	3	1		9					
	口	4	4									
13	イ	3	3					31	27		3	1
	口	1	1					1	1			
14		180	177	2	1		2					
15		2,259	2,232	20	3		24					
16	イ	4,464	4,352	216	35		77	214	204	2	8	2
	口	1,453	1,419	67	8		26	13	12		1	
16の2								6	5		1	
16の3												
17		2	1	1	1							
18												
19												
20												
合計		38,670	37,741	679	624		305	640	592	4	39	9

第8-7表 消防用設備等設置状況(その7)

26.3.31現在

防火 対象物 の区分		連結散水設備						連結送水管					
		対象物	設置	特例		違反	対象物	設置	特例		違反		
				うち 一部 違反	32条 適用				うち 一部 違反	32条 適用			
1	イ	1			1		7	7					
	ロ	3	2		1		22	22	1				
2	イ												
	ロ	1	1				28	28	2				
	ハ						4	4	1				
	ニ						9	9					
3	イ												
	ロ						61	61					
4		9	4		5		61	61					
5	イ	5	3		2		294	293	2				1
	ロ	112	51		61		9,738	9,733	126	5			
6	イ	5	3		2		163	163	1				
	ロ						64	64					
	ハ	3	2		1		13	13					
	ニ												
7		50	32		17	1	287	287	2				
8		12	11		1		5	5					
9	イ												
	ロ												
10		28	7		18		3	15	15				
11		5	2		3			9	9				
12	イ	16	15		1		143	137		4	1	1	
	ロ	1	1				2	2					
13	イ	5	4		1		98	98					
	ロ												
14		5	4		1		100	99					1
15		196	133		59	2	2	1,136	1,131	23	4		1
16	イ	47	31		15		1	1,453	1,449	102	3		1
	ロ	18	13		3		2	734	734	50			
16の2		5			5			6	5		1		
16の3													
17													
18							15	13		2			
19													
20													
合計		527	319		197	3	8	14,467	14,442	310	19	1	5

第8-7表 消防用設備等設置状況(その8)

26.3.31現在

防火 対象物 の区分		動力消防ポンプ設備						消防用水					
		対象物	設置	特例			違反	対象物	設置	特例			違反
1	イ			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用	
	口							7	7				
2	イ							1	1				
	口							3	3				
	ハ												
	ニ												
3	イ												
	口	1	1										
4		4	4					69	69				
5	イ	4	3				1	3	3				
	口	54			54			101	100		1		
6	イ	3	3					57	57				
	口							9	9				
	ハ							3	3				
	ニ												
7		4	3		1			59	47	1	12		
8								1	1				
9	イ												
	口												
10								1	1				
11		45	44		1			4	4				
12	イ	899	894	6		2	3	911	896	14	2	4	9
	口	1	1										
13	イ	3	3					38	38				
	口							1	1				
14		171	169	2		2		167	164		3		
15		158	156				2	224	215		8		1
16	イ	9	7		2			102	102				
	口	12	12					33	33				
16の2													
16の3													
17		4	4										
18													
19													
20													
合計		1,374	1,306	8	58	4	6	1,797	1,757	15	26	4	10

第8-7表 消防用設備等設置状況(その9)

26.3.31現在

防火 対象物 の区分		非常電源						
		設置済				既存 不適格	違反	
		専用受電 A	自家発 B	蓄電池 C	燃料電池 D		A、B、C、Dのうち いずれかの設置 義務のあるもの	B、C、Dのうち いずれかの設置義 務のあるもの
1	イ	3	80	3	1			
	口	23	292	23	1		1	4
2	イ		2				3	1
	口	12	140	6			1	5
	ハ						1	
	二	1	4	1			2	
3	イ	7	4					
	口	18	33	15			13	2
4		95	834	42			45	35
5	イ	40	386	47			10	10
	口	3,136	196	81		12	19	9
6	イ	40	440	44			5	6
	口	56	773	21			2	5
	ハ	64	127	11			1	6
	二	24	56	2				3
7		3,148	198	23	1	45	6	3
8		47	31	6				
9	イ	3	9					
	口	8	2					1
10		84	10	3				
11		67	17	3		2	9	
12	イ	4,475	380	104		298	596	20
	口	2	3	1		1	2	
13	イ	186	76	211			6	3
	口	6	7	8				
14		1,895	105	15		89	179	8
15		1,454	731	437		26	28	
16	イ	322	1,115	214			27	19
	口	413	66	55		1	22	2
16の2		4	6	3				
16の3			1					
17		5	3	1				
18								
19								
20								
合計		15,638	6,127	1,380	3	474	978	142

第8-8表 消防用設備等の点検報告等の実施状況

26.3.31現在

防火対象物の区分		点検を要する防火対象物					報告済防火対象物					点検指定対象物					
		総数	1,000m <sup>2</sup> 未満	特定一階段等	1,000m <sup>2</sup> 以上	特定一階段等	総数	1,000m <sup>2</sup> 未満	特定一階段等	1,000m <sup>2</sup> 以上	特定一階段等	1,000m <sup>2</sup> 未満で特定一階段等	1,000m <sup>2</sup> 以上	特定一階段等	1,000m <sup>2</sup> 未満で特定一階段等		
1	イ	166	63	1	103		122	39	1	83		103		1	82		1
	口	3,783	3,287	22	496	12	2,380	1,973	13	407	10	496	12	22	405	10	13
2	イ	77	74	5	3		19	19	2			3		5			2
	口	599	317	9	282	3	372	144	5	228	2	282	3	9	227	2	5
	ハ	78	78	32			47	47	25					32			25
	ニ	262	224	20	38	3	157	126	15	31	2	38	3	20	31	2	15
3	イ	99	88	5	11	3	39	33	3	6	3	11	3	5	6	3	3
	口	7,138	7,063	264	75	9	2,620	2,562	122	58	4	75	9	264	58	4	122
4		10,151	8,339	148	1,812	70	4,750	3,367	70	1,383	41	1,812	70	148	1,377	41	70
5	イ	1,394	747	139	647	82	885	391	78	494	72	647	82	139	493	72	78
	口	72,325	51,106		21,219		41,861	25,315		16,546		21,184			16,362		
6	イ	3,505	2,704	69	801	61	1,919	1,238	53	681	51	801	61	69	672	51	53
	口	1,825	1,000	43	825	28	1,484	765	37	719	23	825	28	43	712	23	37
	ハ	3,706	3,080	46	626	6	2,592	2,067	37	525	5	626	6	46	519	5	37
	ニ	873	526	15	347	12	723	415	15	308	10	347	12	15	302	10	15
7		7,490	2,841		4,649		6,161	2,186		3,975		4,590			3,900		
8		303	172		131		237	125		112		130			110		
9	イ	45	20		25		26	11		15		25			15		
	口	147	135		12		75	63		12		12			11		
10		248	129		119		197	87		110		119			110		
11		3,175	2,869		306		1,314	1,098		216		303			213		
12	イ	37,958	27,318		10,640		15,306	8,717		6,589		10,501			6,454		
	口	28	21		7		11	6		5		5			5		
13	イ	2,728	1,781		947		1,744	1,062		682		946			675		
	口	33	8		25		13	5		8		25			8		
14		21,487	17,120		4,367		9,386	6,579		2,807		4,359			2,782		
15		21,687	15,772		5,915		12,976	8,452		4,524		5,866			4,458		
16	イ	20,239	15,430	385	4,809	138	9,246	5,631	247	3,615	94	4,809	138	385	3,613	94	247
	口	9,053	6,725		2,328		4,167	2,378		1,789		2,324			1,779		
16の2		9	3		6		8	2		6		6			6		
16の3		4	3		1		1			1		1			1		
17		221	212		9		156	149		7		9			7		
18		18	7		11		2			2		11			2		
19																	
20																	
特定防火対象物計		53,953	43,046	1,203	10,907	427	27,390	18,830	723	8,560	317	10,907	427	1,203	8,519	317	723
非特定防火対象物計		176,901	126,216		50,685		93,606	56,222		37,384		50,384			36,876		
合計		230,854	169,262	1,203	61,592	427	120,996	75,052	723	45,944	317	61,291	427	1,203	45,395	317	723

※ 特定防火対象物は、1年に1回、非特定防火対象物は3年に1回報告が義務づけられている。

第8-9表 防炎物品使用状況

26.3.31現在

防火 対象物 の区分	防炎防 火対象 物 数	カーテン等			じゅうたん等			合 板			
		防炎対象物品を使用		防炎対象 物品未使用	防炎対象 物品使用 有無不明	防炎対象物品を使用		防炎対象 物品未使用	防炎対象 物品使用 有無不明	防炎対象物品を使用	
		防炎物品	全部又は 一部非 防炎物品			防炎物品	全部又は 一部非 防炎物品			防炎物品	全部又は 一部非 防炎物品
1	イ	157	114	1	41	1	89	6	60	2	23
	口	3,603	2,244	188	919	252	1,258	168	1,833	344	124
2	イ	86	43	12	21	10	35	10	31	10	12
	口	643	265	43	304	31	200	30	376	37	23
	ハ	61	43	2	13	3	37	2	19	3	1
	二	267	103	18	133	13	64	13	171	19	6
3	イ	111	57	6	41	7	49	6	45	11	3
	口	6,071	2,524	360	2,715	472	1,123	281	4,068	599	141
4		10,491	3,401	328	5,780	982	1,766	391	7,261	1,073	392
5	イ	1,411	1,048	176	122	65	900	157	278	76	50
6	イ	3,761	2,428	166	940	227	1,199	113	2,164	285	138
	口	1,706	1,334	87	162	123	772	57	741	136	75
	ハ	3,328	2,408	229	497	194	1,404	183	1,492	249	130
	二	823	638	45	113	27	390	33	368	32	39
9	イ	46	32	2	9	3	26	2	14	4	
12	口	28	14		13	1	12		14	2	7
16	イ	22,909	8,134	1,002	11,829	1,944	5,462	965	14,561	1,921	689
	口	542	32	5	215	290	21	4	225	292	7
16の2		9	8		1		7		2		
16の3		2		1	1				2		
高層建 築物		1,998	805	143	628	422	712	161	705	420	102
合計		58,178	25,683	2,814	24,614	5,067	15,526	2,582	34,430	5,515	1,962
										327	50,615
											5,149

第8-10表 建築同意事務処理状況

平成25年4月1日～平成26年3月31日

申請要旨	同意		小計	不同意件数	不同意の理由			総計
	指導無	指導有			消防法	建築基準法	その他	
新築	14,344	2,460	16,804					16,804
増築	1,119	567	1,686					1,686
改築	14	16	30					30
移転	2	1	3					3
修繕		2	2					2
模様替	4	6	10					10
用途変更	39	93	132					132
その他	408	74	482					482
合計	15,930	3,219	19,149					19,149

第8-11表 防火対象物定期点検報告等の実施状況

26.3.31現在

防火対象物の区分		該当防火対象物数			点検報告済 防火対象物数		特例認定済 防火対象物数		点検報告 件数		認定件数	
		第1号該当		複数権原	第2号該当		第1号該当	第2号該当	第1号該当	第2号該当	第1号該当	第2号該当
			複数権原		第1号該当	第2号該当						
1	イ	83	1	1		26	1	33		29	1	22
	口	1,073	37	20		601	6	228	5	663	6	92
2	イ	1	1	7	3							
	口	289	8	8		176	4	20		189	4	16
3	ハ			26	7		17				25	
	ニ	29		24	2	19	14			20	16	
4	イ	3		8			2	1	1		2	1
	口	32	4	249	18	16	102		4	46	117	2
5	イ	121	12	189	1	70	78	24	28	80	79	24
6	イ	177	5	85	2	108	38	44	21	113	40	29
	口	21	1	58	2	11	40	4	2	13	53	3
9	ハ	75	2	36	1	38	20	19	10	41	21	7
	ニ	121		20		62	13	25	1	63	13	18
16	イ	20	1			12		2		15		2
16の2		4	4							65	8	377
合計		4,379	813	1,359	307	2,316	538	769	92	7,188	1,137	2,090
												89

第8-12表 平成25年度消防設備士試験実施状況

消防設備士試験の区分		試験申請者数 (ア)	試験受検者数 (イ)	筆記試験		実技試験		最終合格	
				合格者数 (ウ)	合格率 (ウ)/(イ)	合格者数 (工)	合格率 (工)/(ウ)	合格者数 (才)	最終合格率 (才)/(イ)
甲種	特類	59	54	14	25.9	-	-	14	25.9
	第1類	601	455	206	45.3	97	47.1	97	21.3
	第2類	149	118	75	63.6	49	65.3	49	41.5
	第3類	186	146	108	74.0	61	56.5	61	41.8
	第4類	955	757	476	62.9	271	56.9	271	35.8
	第5類	188	147	77	52.4	42	54.5	42	28.6
	小計	2,138	1,677	956	57.0	520	54.4	534	31.8
乙類	第1類	141	118	62	52.5	31	50.0	31	26.3
	第2類	44	42	25	59.5	14	56.0	14	33.3
	第3類	48	44	24	54.5	19	79.2	19	43.2
	第4類	416	334	249	74.6	120	48.2	120	35.9
	第5類	68	60	36	60.0	26	72.2	26	43.3
	第6類	1,226	1,022	696	68.1	318	45.7	318	31.1
	第7類	234	199	135	67.8	37	※ 67.3	117	58.8
	小計	2,177	1,819	1,227	67.5	565	46.0	645	35.5
合 計		4,315	3,496	2,183	62.4	1,085	49.7	1,179	33.7

※電気工事士免状所持者は、実技試験を免除されています。

第8-13表 年度別消防設備士試験実施状況

(昭和41年度～平成25年度)

年度	区分 種別	合計	甲 種					
			小計	特類	第1類	第2類	第3類	第4類
41 5 20	申請者数	143,067	74,973	285	24,882	5,207	5,300	35,932
	受験者数	124,860	64,533	256	21,004	4,514	4,500	31,275
	合格者数	50,341	23,847	43	6,543	2,103	1,734	12,192
	合格率	40.3	37.0	16.8	31.2	46.6	38.5	39.0
	免状交付数	50,041	23,725	39	6,516	2,096	1,729	12,125
21	申請者数	4,167	2,116	60	641	121	134	1,032
	受験者数	3,565	1,764	54	525	103	107	858
	合格者数	1,207	550	5	113	47	26	336
	合格率	33.9	31.2	9.3	21.5	45.6	24.3	39.2
	免状交付数	1,192	544	4	113	46	26	332
22	申請者数	3,583	1,716	53	518	115	122	774
	受験者数	3,052	1,430	46	418	98	111	644
	合格者数	976	388	8	117	33	22	187
	合格率	32.0	27.1	17.4	28.0	33.7	19.8	29.0
	免状交付数	963	382	7	116	33	22	183
23	申請者数	4,657	2,260	82	617	175	165	1,031
	受験者数	3,790	1,771	71	454	148	135	820
	合格者数	1,241	485	16	91	36	46	238
	合格率	32.7	27.4	22.5	20.0	24.3	34.1	29.0
	免状交付数	1,202	467	16	88	36	44	226
24	申請者数	4,233	1,935	63	526	140	144	891
	受験者数	3,467	1,525	55	398	124	117	689
	合格者数	1,147	343	7	70	35	20	178
	合格率	33.1	22.5	12.7	17.6	28.2	17.1	25.8
	免状交付数	1,100	338	7	68	35	19	176
25	申請者数	4,315	2,138	59	601	149	186	955
	受験者数	3,496	1,677	54	455	118	146	757
	合格者数	1,179	534	14	97	49	61	271
	合格率	33.7	31.8	25.9	21.3	41.5	41.8	35.8
	免状交付数	1,131	514	13	93	46	60	261
累計	申請者数	164,022	85,138	602	27,785	5,907	6,051	40,615
	受験者数	142,230	72,700	536	23,254	5,105	5,116	35,043
	合格者数	56,091	26,147	93	7,031	2,303	1,909	13,402
	合格率	39.4	36.0	17.4	30.2	45.1	37.3	38.2
	免状交付数	55,629	25,970	86	6,994	2,292	1,900	13,303

第8-13表 年度別消防設備士試験実施状況

(昭和41年度～平成25年度)

区分 種別	乙 種								試験日
	小計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類	
申請者数	68,094	6,567	1,798	2,259	10,887	1,869	28,628	16,086	(財)消防試験研究センターに委任
受験者数	60,327	5,870	1,614	2,034	9,350	1,675	25,523	14,261	
合格者数	26,494	1,866	554	602	3,274	764	10,695	8,739	
合格率	43.9	31.8	34.3	29.6	35.0	45.6	41.9	61.3	
免状交付数	26,316	1,859	549	598	3,221	758	10,638	8,693	
申請者数	2,051	149	37	36	445	54	1,196	134	
受験者数	1,801	122	34	32	383	50	1,053	127	H21.9.6
合格者数	657	44	11	13	138	20	337	94	
合格率	36.5	36.1	32.4	40.6	36.0	40.0	32.0	74.0	
免状交付数	648	44	10	13	137	19	333	92	
申請者数	1,867	118	38	31	394	52	1,081	153	
受験者数	1,622	100	35	28	326	47	941	145	
合格者数	588	19	12	6	135	19	303	94	H22.9.5
合格率	36.3	19.0	34.3	21.4	41.4	40.4	32.2	64.8	
免状交付数	581	18	12	6	129	20	303	93	
申請者数	2,397	157	38	55	452	63	1,418	214	
受験者数	2,019	123	33	46	368	56	1,210	183	
合格者数	756	31	8	16	137	23	413	128	
合格率	37.4	25.2	24.2	34.8	37.2	41.1	34.1	69.9	H23.9.4
免状交付数	735	29	8	16	137	22	399	124	
申請者数	2,298	149	38	50	466	73	1,264	258	
受験者数	1,942	131	32	43	377	61	1,075	223	
合格者数	804	35	16	15	151	20	416	151	
合格率	41.4	26.7	50.0	34.9	40.1	32.8	38.7	67.7	
免状交付数	762	35	16	15	140	19	397	140	H24.8.26
申請者数	2,177	141	44	48	416	68	1,226	234	
受験者数	1,819	118	42	44	334	60	1,022	199	
合格者数	645	31	14	19	120	26	318	117	
合格率	35.5	26.3	33.3	43.2	35.9	43.3	31.1	58.8	
免状交付数	617	29	13	19	108	27	315	106	
申請者数	78,884	7,281	1,993	2,479	13,060	2,179	34,813	17,079	(一財)消防試験研究センターに委任
受験者数	69,530	6,464	1,790	2,227	11,138	1,949	30,824	15,138	
合格者数	29,944	2,026	615	671	3,955	872	12,482	9,323	
合格率	43.1	31.3	34.4	30.1	35.5	44.7	40.5	61.6	
免状交付数	29,659	2,014	608	667	3,872	865	12,385	9,248	

第8-14表 消防設備士講習実施状況

昭和50年度～平成8年度

年 度	区分	講習実施区分					
		第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	計
50	受講申請者数	16,976	4,371	31,912	2,547	12,672	68,478
51	受講者数	16,384	4,184	30,983	2,458	12,379	66,388
8	欠席者数	592	187	929	89	293	2,090

平成9年度～25年度

年 度	区分	講習実施区分				
		特殊消防用設備	消火設備	警報設備	避難設備	計
9～ 15	受講申請者数		6,826	10,169	6,507	23,502
	受講者数		6,687	9,958	6,421	23,066
	欠席者数		139	211	86	436
16	受講申請者数		1,019	1,347	1,120	3,486
	受講者数		999	1,330	1,105	3,434
	欠席者数		20	17	15	52
17	受講申請者数		1,214	1,802	974	3,990
	受講者数		1,181	1,767	957	3,905
	欠席者数		33	35	17	85
18	受講申請者数		936	1,724	1,078	3,738
	受講者数		914	1,684	1,061	3,659
	欠席者数		22	40	17	79
19	受講申請者数	35	894	1,443	1,077	3,449
	受講者数	34	883	1,419	1,064	3,400
	欠席者数	1	11	24	13	49
20	受講申請者数	20	822	1,209	875	2,926
	受講者数	20	809	1,189	860	2,878
	欠席者数	0	13	20	15	48
21	受講申請者数	13	1,087	1,364	1,187	3,651
	受講者数	13	1,059	1,345	1,167	3,584
	欠席者数	0	28	19	20	67
22	受講申請者数	26	1,116	1,708	1,067	3,917
	受講者数	26	1,099	1,670	1,055	3,850
	欠席者数	0	17	38	12	67
23	受講申請者数	16	890	1,762	1,175	3,843
	受講者数	16	866	1,717	1,165	3,764
	欠席者数	0	24	45	10	79
24	受講申請者数	40	879	1,454	1,141	3,514
	受講者数	38	863	1,429	1,127	3,457
	欠席者数	2	16	25	14	57
25	受講申請者数	39	841	1,310	1,015	3,205
	受講者数	38	831	1,293	1,005	3,167
	欠席者数	1	10	17	10	38
累 計	受講申請者数	189	16,524	25,292	17,216	59,221
	受講者数	185	16,191	24,801	16,987	58,164
	欠席者数	4	333	491	229	1,057